

(仮称) 新みのおサンプルザ1号館公共施設（1階～3階）
指定管理予定者に関する覚書（案）

箕面市（以下「甲」という。）と指定管理予定者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、（仮称）新みのおサンプルザ1号館のうち、市が整備する新規施設及び既存の付属施設（以下「業務対象施設」という。）の指定管理予定者の期間において、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、業務対象施設の指定管理を適正かつ円滑に導入するために、指定管理予定者の期間において、甲と乙が必要な事項について相互に協力し、駅前の賑わい創出や地域の活性化に資する業務対象施設を整備し、整備後も円滑に維持管理・運営業務を開始できるよう、取り組む事項を定めることを目的とする。

（指定管理予定者の意義）

第2条 甲が乙を選定する意義は、乙が施設整備及び維持管理・運営手法の計画段階から事業パートナーとして事業に参画し、民間事業者の知見や経験を踏まえた提案により事業計画の策定を行うことで、効果的かつ魅力的な業務対象施設の整備及び管理運営の実現を図り、更なる駅前の賑わい創出や地域の活性化をめざすことを目的とする。

（指定管理予定者が行う業務の内容及び費用）

第3条 乙は、次の事項について指定管理予定期間に取り組むものとする。

- (1) 将来の指定管理を見据えた、業務対象施設全体（新規施設及び付属施設）の機能構成・運営計画の検討及計画書の策定
- (2) 指定管理施設の整備に伴う（仮称）新みのおサンプルザ1号館民間開発事業者との調整
- (3) 指定管理施設の整備に伴う設計等の検討・助言・準備及び設計業者との各種調整
- (4) 指定施設の整備工事の検討・助言及び工事業者との各種調整
- (5) 業務対象施設におけるテナントについての検討
- (6) 業務対象施設における維持管理の検討・準備
- (7) 指定管理施設の広報・周知の検討・準備

2 前項3号については、甲は、乙と別途、内装設計支援等業務委託契約を締結し、業務に要する経費を予算の範囲内で乙に支払う。

(公共性の尊重)

第4条 乙は、前条の業務を取り組むにあたり、業務対象施設の設置目的やその意義と役割、さらには維持管理・運営業務の検討に当たって求められる公平性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経た後、乙に特段の欠落事由がない限り、また、乙から指定に対する辞退の申し出がない限り、指定管理者の候補者である乙を指定管理者に指定し、双方の合意に基づいて指定管理に関する協定を締結するものとする。

(覚書の有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から指定管理開始日の前日（令和9年度末頃を予定）までとする。

2 その他甲及び乙の協議により合意があった場合は、この限りではない。

(地位の継承)

第7条 乙は、本覚書上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(解除)

第8条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が第3条に記載する業務を適切に履行せず、甲による催促に応じない場合、また、業務の遂行が困難と判断した場合には、乙にその旨を書面で通知することによりこの覚書を直ちに解除することができる。

2 甲は、乙が前条又は指定管理予定者における資格を偽る等の不正な行為を行ったことが判明した場合は、催告によらず、直ちに本覚書を解除することができる。

3 前2項に定める乙の責めに帰すべき事由により、覚書が解除となった場合、乙は、その日から3年間、甲による公の施設に係る指定管理者及び指定管理予定者への応募はできないものとする。

4 乙は、計画の進捗による当初条件の大幅な変更等により業務の継続が困難となった場合、甲に書面により通知し、甲との協議により承認を得た場合に限り、本覚書を解錠することができる。

5 乙の責めに帰すべき事由により甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、その立場により知り得た機密情報について、本業務の目的以外に使用せず、甲の事前の承諾なしに第三者に開示しないものとする。

(反社会勢力の排除)

第10条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 乙が反社会的勢力ではないこと。
- (2) 乙の役員（業務を遂行する社員、取締役、執行約はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に乙の名義を利用させ、本覚書を締結する者でないこと。
- (4) 本覚書の期間が終了するまでの間に乙自らまたは第三者を利用して、本覚書に関して次の行為をしないこと。

イ 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

(協議事項)

第11条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、甲と乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

以上、本覚書として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原田亮印

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印